

送配電等業務指針変更案に対して受領したご意見と本機関の回答

※代表的なご意見等を抜粋し整理しております。

※関連条文については、修正後の条文番号を記載しております。

※平成28年2月12日に項番41～46の回答を追加いたしました。

別紙3

項番	関連条文	意見・質問等	本機関回答
1	第2条	「週」についても、土曜日を週の始めとし、金曜日を週の終わりとする定義してはいかがでしょうか。	運用上はご指摘のとおりですが、定義の必要まではないと考えております。
2	第14条の3	電源入札の必要性の検討項目で、調整力の確保状況を考慮するとあるが、調整力の確保状況を評価する前提として、必要な調整力を算定（想定）する必要があるため、再生可能エネルギー電源（自然変動電源）の接続量等の状況に関しても考慮すべきではないでしょうか。	再生可能エネルギーの出力変更を考慮した調整力の必要量は、電源入札の必要性の検討段階になって検討すべき項目ではなく、一般送配電事業者が確保すべき調整力の検討で考慮すべきものと考えております。
3	第14条の4	電源維持運用の期間終了後の扱いについての記載は必要ないか。（事業者に譲渡、廃止の費用負担等）	供給力提供期間満了後の対象電源の扱いは、需給状況や電源維持運用業務の内容によって異なると想定されるため、必要に応じ、募集要領又は契約書で定めることを想定しております。
4	第16条第2項	一般送配電事業者が調整力を確保する際には、業務規程第101条の2より公表された調整力の水準、要件等内容や実際に想定する需給変動リスク大きさを踏まえも・・・とあるが、業務規程第101条の2では、「各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等について毎年度評価と検証を行い、必要に応じて見直しを行う」と記載されている。 毎年見直しを行う作業は、一般送配電事業者が調整力を調達するスケジュールを考慮して、設定する必要があると考えるが、どのようなスケジュールとなっているのか。 （広域機関での検証・見直し内容を受けて、一般送配電事業者が調達することから、双方の年度スケジュールを考慮した工程とする必要があるのではないかと）	評価項目及び検証方法については、「調整力等に関する委員会」において検討中ですが、検討結果を踏まえ、調整力の調達スケジュールを考慮できるように努めてまいりたいと思います。
5	第16条の3	一般送配電事業者が定める入札等の「実施要領」は、広域機関における「調整力等に関する委員会」等での検討結果を踏まえて作成されるものと考えます。よって検討結果を踏まえた「実施要領」となっているかの広域機関によるチェックが必要ではないでしょうか。	「実施要領」は、調整力等に関する委員会の検討結果を踏まえて作成されるべきものであり、個別にその内容をチェックする必要はないと考えます。
6	第16条の3	公募等を行う際に、「公募等の実施要領」を策定し公表しないケースは考えられないため、「原則として」の削除を要望します。	潮流調整、電圧調整及びブラックスタートなど、系統運用上、随意契約により調整力を確保する場合もあることから、原案どおりとさせていただきます。

項番	関連条文	意見・質問等	本機関回答
7	第16条の6	<p>手続きの結果の公表について、最低限公表すべき項目を示すべきではないでしょうか。</p> <p>例えば「適切に入札手続きを終え、必要な調整力を確保しました」でも公表となり得ます。</p> <p>要件別に「募集量」「入札量」「落札量」「平均落札価格」といった内容は公表すべきではないでしょうか。</p>	<p>一般送配電事業者において、公募により確保した調整力については、要件別に必要な項目が公表されるべきものと考えています。但し、ブラックスタート用など随意契約により確保される調整力については、公表になじまないことから対象外と考えております。</p>
8	第21条	<p>・旧送配電等業務指針の第21条、第22条では委員会のオブザーバーに関して規定されていましたが、今回削除されております。今後は委員会にオブザーバーは招聘しないということでしょうか。削除された理由について教えてください。</p>	<p>・委員会に関する規定は送配電等業務に関する基本的な指針を定める「送配電等業務指針」に規定するには相応しくない内容であり、第21条および第22条に相当する内容は、本機関のHPIにおいて公表している委員会規程にも規定しておりますので、削除させていただきました。</p>
9	第25条	<p>「一 広域系統整備に関する提起の取り下げ」、「二 検討提起者の地位承継について」について、実施できる期間を「費用負担割合の決定」までとしているが、以下を確認いたします。</p> <p>・第1号：事業者の投資判断する期間を設けるという観点から、実施案及び事業実施主体の決定（工事費の決定）から理事会における費用負担割合決定までの間に、費用負担決定見込み額、工期等を事前に事業者へ提示し、事業者の意思決定を行う期間を設けるべきではないか。</p> <p>・第2号：第1号と関連し、費用負担割合の決定・金額確定をもって設備投資の意思決定を行い、特別目的会社（SPC）等を設立する可能性もあるため、事業主体が変わらない場合においては、応募者の地位の承継を認めるべきではないか。</p>	<p>・第1号については、事業者が投資の意思決定に一定の期間が必要であることに配慮し、運用上、費用負担見込み額・工期等を費用負担割合決定前に提示し、事業者が意思決定を行う期間を設けますが、当然配慮されるべき事項であることから、指針への反映は見送りました。</p> <p>・第2号については、費用負担割合を決定した場合、広域系統整備計画が策定され、計画策定プロセスが完了することとなりますが、同プロセスの完了後の地位の取扱いについては、工事費負担金契約等の契約や各種法令にしたがって、取り扱われるものと考えております。</p>
10	<p>第25条第2項 第3号, 第4号</p> <p>第31条第6項 第3号, 第4号</p>	<p>・電力取引の量について、「減少」だけでなく「増加」も可能としてはどうでしょうか。⇒「量の変更」とする。</p> <p>・時期について、「繰り延べ」だけでなく「繰り上げ」も可能としてはどうでしょうか。⇒「時期の変更」とする。</p>	<p>ご提案の変更を認める場合には、プロセスの長期化や策定結果が決まらないことが懸念されるため、原則として、プロセスへ影響を与える変更は認めないと考えております。従いまして、計画策定プロセスに影響を与え得る「拡大を希望する広域的な電力取引の量の増加」や「電力取引の拡大を希望する時期の繰り上げ」は認められないものと考えておりますが、「拡大を希望する広域的な電力取引の量の増加」や「電力取引の拡大を希望する時期の繰り上げ」をしたとしても計画プロセスの結果に影響を与えない場合は変更が認められます。</p>

項番	関連条文	意見・質問等	本機関回答
11	第25条第2項 第31条第6項	現在、広域系統整備委員会にて検討されている東北東京間連系線増強プロセスにおいて、変更の条件が限定されていない。従って、本条項による「計画の変更条件の限定」は、プロセスの実施要件の後追いでの変更となる。このため、現在行われているプロセスには適用すべきでないのではないのか。	現行ルール上においても、計画策定プロセスにおいて、事業者の計画内容の変更を無条件に認めるものではなく、今回規定した変更条件は、本機関が計画プロセスにおいて認める変更内容を明確化したものです（東北東京間連系線増強プロセスにおいても、今回規定する変更条件以外の変更は認めない方向です。）。したがって、経過措置を設ける必要はないと考えられますので、原案どおりとさせていただきます。
12	第36条第1項	実施案の募集を行わない場合の手続きとして、有資格事業者の中から決定としていますが、有資格事業者は募集のプロセスの中での応募資格の審査をパスしたことにより資格を得るというものであり、募集を行わない場合には、存在しないのではないのでしょうか。別途、募集の手続きによらず資格審査を行うプロセスの記載が必要ではないのでしょうか。	第35条第1項第5号の「有資格事業者」は、第34条に定める応募資格を満たす事業者を示しているため、募集を行わない場合でも有資格事業者は存在します。従って、原案どおりとさせていただきます。
13	第38条 第97条	電源接続案件募集プロセスにおいて、（費用負担ガイドライン）改定の適用前と後で費用負担範囲が異なり、入札プロセスにおいて2重価格が存在している。現状進行しているプロセス参加者は既存の接続検討をもとに事業性を検証し着手しているため、プロセスにより予期せぬ追加負担が生じており経済性を圧迫されている。にもかかわらず、適用以前として、新ルールに基づく適正な費用負担が適用されないのは一般電気事業者に対する優遇であり不当と思われる。このことは入札プロセスを複雑・煩雑にしているばかりでなく期間の冗長化などデメリットを強要している。	<ul style="list-style-type: none"> ・既に系統接続に係る契約申込みを行っている連系希望者がプロセスに参加する場合、契約申込みを取り下げたうえでプロセスに応募することも可能（選択可能）で、この場合は、「費用負担ガイドライン」に基づいて算出された工事費負担金が適用されます。 ・電源接続案件募集プロセスは、工事費負担金が高額であり、系統連系希望者の単独負担が困難である状況において、共同負担する系統連系希望者を募集するものです。制度の移行期で、やや複雑な面もありますが、同プロセスの趣旨と募集要領の条件をご理解のうえ、同プロセスへの参加をご判断ください。

項番	関連条文	意見・質問等	本機関回答
14	第43条の2	<p>広域系統整備委員会において、他者設備を維持・運用する電気供給事業者が工事の実施及び維持・運用を行うことを前提に議論が進められていたとしても、事業実施主体が求めなければ、他者にて工事の実施及び維持・運用を行う機会が失われることがありえ、適切な業務フローとなっていないと考えます。</p> <p>このため、求めるか否かの判断を事業実施主体に委ねるのではなく、広域系統整備委員会にて他者からも事情聴取などしたうえで検討し、広域機関が直接他者に工事の実施及び維持・運用を求めるとの業務フローにすべきではないでしょうか。すなわち、広域系統整備委員会において、設備所有者の意見を聞くなどのステップを経て、工事の実施及び維持・運用を行うべき電気供給事業者を決定するということを規定のうち、本条文中の「事業実施主体の求めに応じ」という記載は不要としてはいかがでしょうか。</p>	<p>他者設備の対策が広域系統整備に含まれる場合、事業実施主体は広域系統整備計画の実現のためには、現実的には他者設備を保有する事業者と調整を行う必要があります。従いまして、かかる調整の過程において、他社設備を保有する事業者の意向を反映することが可能であって、「他者にて工事の実施及び維持・運用を行う機会が失われること」はないと考えます。また、第43条の2については、他者設備を保有する事業者の協力義務を規定したのですが、事業実施主体の要請がないにもかかわらず、本機関が協力の要請を行う必要はないと考えております。</p>
15	第69条第1項 第2号 第69条の2 第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・発電設備等の「更新」とはどのような場合を指すのでしょうか。 ・「変更」とは異なる意味であって、変更がある場合のうちの場合のみが「更新」にあたるとする趣旨であるように思われますが、このような理解で正しいか。 ・接続検討の要否の判断基準は何か。（例えば、発電出力が若干減少するにすぎない場合や、発電出力の増減やパネルの仕様変更を伴わずにパネルの配置を変更する場合は、接続検討が不要とされるのでしょうか、それとも必要とされるのか） 	<ul style="list-style-type: none"> ・発電設備等の全部又は一部若しくは付帯設備の変更を指しますが、ご指摘を踏まえ、第69条第1項第2号の文言を見直しました。 ・接続検討の要否は、発電設備等の変更の内容や連系している電力系統の状況等に基づき判断することとなり、個別事情によって、その判断は異なり得ます。そのため、接続検討の要否について、一般的な判断基準をお示しすることができないことをご理解ください。
16	第74条	<p>接続検討の回答を系統連系希望者が自身で検証できるように、一般送配電事業者は系統連系希望者に検証に必要な情報を開示する旨を規定してほしい。（第217条に事業者の要請に基づく情報の提示の条文があるが、接続検討の検討の検証に必要な情報が提示対象に含まれていないため）</p>	<p>系統アクセス情報の開示については、系統情報ガイドラインに基づき、本機関の規程、指針において、ウェブサイトや事業者の要請に基づき提示する情報項目を具体的に定めております。ご指摘の情報は系統情報ガイドライン上、提示の対象となる情報に含まれておりませんので、今回の規定化はしてはおりませんが、当機関としては、引き続き、系統連系希望者の要望に応じて可能な範囲での公表内容の充実を図ってまいります。</p>

項番	関連条文	意見・質問等	本機関回答
17	第96条第1項 第3号	<p>「系統連希望者が工事費負担金契約に定められた期日までを支払わない場合」は連系等を拒めることになっているが、「ただし、一般送配電事業者と系統連系希望者に個別の取り決めがある場合を除く」という趣旨の但し書きを加えていただきたい。（三に限らず、96条全体の但し書きとしていただいても良い）</p> <p>（理由） 既存契約の事例では、「負担金が支払われない場合には工事を中断する」といった個別の取り決めがあり、負担金をすぐに支払えない場合でも即連系拒否にはならず、個別の事情や協議に応じて、系統連系希望者の地位の保全を図る状況が生じうるため。</p>	<p>本条は、一般送配電事業者が連系等を拒むことができる場合を示したものであって、個別の取決めによって、連系等を拒むことができる場合を制限することを否定するものではありません。</p>
18	第115条の7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止日から12か月の間に、契約申込みができないのは、リプレース対象事業者のみが対象となるのか。他の事業者は申込みができるとすると、イコールフットィングとなっていないのではないのでしょうか。すべての事業者を対象または非対象とすべきではないか。 ・ 規定第44条の20と同様に「但し、第一電気所の上位系統が異なる場合は除く。」を入れてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止計画が記載された供給計画の提出を受けて、本機関はリプレースに該当するか否かの検討を行います。廃止計画の提出がないまま、発電設備等の廃止がなされる可能性も否定できません。その場合、廃止後、直ちに契約申込みを行えば、先着優先に基づき系統容量を確保することができる可能性があります。これは謂わばリプレース系統連系募集手続逃れと考えられます。そこで、本条において、不当にリプレース系統連系募集手続を逃れることを防止し、早期の廃止計画提出のインセンティブをもたせるため、廃止日から12か月の間は、送電系統へのアクセスを禁止するものです。従いまして、アクセスを禁止すべきはリプレース対象事業者に限定すればよく、全ての事業者のアクセスを禁止する理由はないものと考えます。 ・ なお、「廃止日又は蓋然性の高い廃止計画提出日のどちらか早い方」をアクセス禁止期間の起点とする案も検討しましたが、上記の趣旨を踏まえれば、廃止日をアクセス禁止の起点とする必要がありますので、廃止日のみをアクセス禁止の起点としました。

項番	関連条文	意見・質問等	本機関回答
19	第120条第3項 第121条第3項	<p>「翌日計画以降であっても、ゲートクローズまでの間は、市場から調達又は市場に販売する見込みがある場合に限り、需要計画を調達計画と販売計画との差と一致させることを要しない」との但書は、削除又は修正すべきではないか。</p> <p>(計6社から同様の意見を受領。主な個別意見は以下のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリアの安定供給確保の観点から、託送供給契約者(小売電気事業者)は供給力を、一般送配電事業者は調整力を、翌日計画において確実に確保することが肝要。 ・インバランス料金単価が市場価格連動となり、実需給まで供給力確保努力をしないモラルハザードを助長する可能性がある。 ・「市場調達見込みがあること」は客観的に判断できないのではないか。 ・第3回制度設計WGにおいて、1時間前市場は「小売・発電の各事業者がそれぞれの計画を最適化するための経済取引の場」と位置付けられ、「実需給の直前まで計画における需給の大幅な乖離がある状態が続くことは、供給力の確保・系統安定の観点からは望ましくなく、計画策定のベースは前日スポット市場であるべき」と記載されている。 ・取引計画が30分毎に翌日計画及び当日計画の需要想定値と一致することを規定した託送供給等約款とも内容が異なっている。 ・一方で、太陽光の余剰等により、小売電気事業者が最大限努力しても翌日計画時点で需給の一致を達成できない場合は、「市場がから調達又は市場に販売する見込みがある場合に限り」に該当しないことから、需給不一致の計画提出が認められなくなる。 	<p>原案においても、翌日計画での一致を原則としており、無条件に不一致を許容しているものではありませんが、ご指摘を踏まえて修正いたしました。</p> <p>但し、やむを得ず翌日計画が不一致となることも有り得ると考えており、ゲートクローズまでの間は、1時間前市場で調整が行われることも想定しております。</p>
20	第120条第3項	<p>「3 託送供給契約者は、翌日計画以降においては、需要計画を調達計画と販売計画との差と一致させなければならない。但し、翌日計画以降であっても、ゲートクローズまでの間は、市場から調達又は市場に販売する見込みがある場合に限り、需要計画を調達計画と販売計画との差と一致させることを要しない。」は、どの段階で計画不整合と判断され、修正をすべきなのかが、分からない。JEPX会員になっている限り、翌日計画～当日計画のGCまでは不整合とはみなされないとも解釈できるのではないのでしょうか。</p>	No. 19の回答に同じ

項番	関連条文	意見・質問等	本機関回答
21	第120条 (別表8-1) 第121条 (別表8-2)	<p>翌日計画の提出期限は「毎日午前12時」となっているが、これを「毎日午前16時」としてはどうか。</p> <p>卸電力取引所でスポットの入札時間の後倒しを検討されたが、翌日計画が12時締切のため実現していない。気象庁の気象予報発表時間の一つである11時以降に需要計画を行える様にする（例えばスポットの入札を12時以降にする）ことは、需要予測の精度向上に大きく寄与し、電力の需給バランスを正しく反映したスポット価格と、さらには電力の供給安定性にも寄与すると考えられる。</p> <p>現在の12時は、制度改革で送配電事業者と発電小売事業者の役割が明確化する以前に定められて以降の見直しがなく、今一度、検討願いたい。</p>	<p>今後の検討課題とさせていただきます。</p>
22	第121条の2 第1項第1号イ 第217条 (別表13-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般送配電事業者の計画作成（太陽光・風力）の提出期限は、前々日ではなく、「前日8時」とし、必要あれば「当日朝」まで計画変更するルールとすべき。 (理由) 前々日の計画策定では、国民負担（託送料金）の軽減、二酸化炭素排出の低減の観点より問題があるため。 ※根拠 広域準備組合 FIT作業会（第5回）のまとめ 広域的運営推進機関 調整力等委員会（第5回）資料 ・「（中略）特例契約者の発電計画の想定方法について、予め公表する」とあるが、想定方法だけでなく「過去実績に基づく誤差率（計画VS実績）も公表し、本機関は当該誤差率実績を定期的に検証し、必要あれば本機関より一般送配電事業者に計画精度の向上を図るべく指導することとする」、に変更していただきたい。 (理由) 「前々日16時まで」に通知された一般送配電事業者の計画値が妥当なものなのかを定期的にチェックし是正する必要性があるため。 ・また、別表13-1（一般送配電事業者及び送電事業者が公表する情報及び公表の手段、時期）に以下を追加していただきたい。 (情報項目) 特例契約者の発電計画の計画実績誤差率 (公表の手段) 一般送配電事業者のウェブサイト (公表時期) 四半期毎 	<p>計画の提出期限については、小売電気事業者に対するスポット取引締切及び翌日計画提出期限までに確保できる時間や、計画値の想定誤差の低減等の観点から、多様な意見があることも踏まえ、今回は、一般送配電事業者の託送供給等約款で規定されている「前々日16時」としております。また、計画変更については、ルール上は制限しておりませんが、計画作成及びインバランス調整を担う一般送配電事業者の判断で対応頂くものと考えております。</p> <p>但し、一般送配電事業者による想定方法については、予め定め公表することを規定しておりますが、ご意見も踏まえ、想定方法に限らず、実績についても定期的に取りまとめて公表頂くことを追加で規定しました（別表13-1は系統情報ガイドラインに基づく公表項目を規定しておりますので、第121条の2第3項に規定しております。）。</p> <p>なお、本機関による検証や必要に応じた指導等については、FITに限らず、提出された各種計画値や、送配電等業務全般に対して継続的に行っていくものと考えております。</p>

項番	関連条文	意見・質問等	本機関回答
23	第121条の2	<p>(修正案) 二 水力電源、地熱電源又はバイオマス電源の場合 ア 特例契約者は、実需給日の前々日12時17時までに、特例発電量調整供給契約に係る水力電源、地熱電源又はバイオマス電源の発電計画を作成する。 イ 一般送配電事業者は、実需給日の前々日16時までに、前項の発電計画の妥当性を受領後速やかに確認する。</p> <p>(理由) ・「太陽光電源又は風力電源」については、発電計画を一般送配電事業者から特例契約者に通知するが、「水力電源、地熱電源又はバイオマス電源」については、一般送配電事業者から特例契約者への通知がなく、妥当性の確認との事であるが、一般送配電事業者が広域機関に提出する実需給前日12時までであり、前々日の17時からであっても、19時間もあり、妥当性の確認には十分な猶予があると考える。 ・また、一般送配電事業者による「水力電源、地熱電源又はバイオマス電源」の発電計画の確認は、一般送配電事業者から広域機関への提出に合わせて行えばよく、確認時間を規定する必要はなく、例えば、前日の12時までを全て確認調整期間としてはどうか。</p>	<p>水力、地熱、バイオマスの発電計画についても、太陽光、風力と同様に「前々日16時」までに特例契約者が計画を確定する前提で計画作成期限を前々日12時と規定したものですので、原案どおりとさせていただきます。</p>
24	第121条の2	<p>・ここでは、FITで、一般送配電事業者から発電計画を通知・確認を受けるものということで特例制度①を想定していると思われそうです。特例制度②（小売事業者が自ら発電計画を策定する）についても、記載するべきではないでしょうか。</p> <p>・週間計画以前の計画は、小売電気事業者が作成するとしていますが、作成ルール（例えばL5の供給力とするなど）の記載は必要ないのでしょうか。</p>	<p>広域機関への計画提出に関して、特例制度②の場合及び週間計画以前の場合については、FIT特例制度を適用しない場合と同様の対応となりますので、特に規定する必要はないと考えております。</p>
25	第121条の2 第1項第2号	<p>本条が特例制度①を意図しているとして、制度設計WG#10では、化石燃料との混焼のバイオマスについては特例制度①の対象外とする方向性がだされており、その方向性で決定しているのであれば、単にバイオマス電源と記載するのは間違いではないでしょうか。</p>	<p>第121条では、対象とする特例契約者を定義しており、一般送配電事業者の託送供給等約款で特例制度の対象外とされている電源は対象とはならないことから、原案どおりとさせていただきます。</p>

項番	関連条文	意見・質問等	本機関回答
26	第121条 (別表8-2)	年間計画・月間計画・週間計画における発電計画の提出断面について、週間計画B Pフォーマットにて発電計画B G合計および発電計画内訳のそれぞれに最大最小予想時刻の項目があることに則り、発電所それぞれの最大最小を計上することでシステム開発しているため、現状案の「販売計画の最大値及び最小値発生時」の計上には対応できない。 上記の理由から、年間計画・月間計画・週間計画における発電計画の提出断面は、「供給電力の最大値及び最小値」に修正していただきたい。	平成27年10月28日に開催した広域機関システムに関する事業者説明会で御説明した内容となりますので、原案どおりとさせていただきます。
27	第123条第2項	「2 発電契約者は、別表8-2の翌日計画又は当日計画を変更する場合には、本機関及び一般送配電事業者と事前に協議の上、関係する発電設備設置者を通じて、変更後の発電計画を本機関に提出することができる。」との記載は、発電契約者が通告変更を行う前に、事前協議を行わないといけないのか。また、「関係する発電設備設置者を通じて」の解釈が分かりません。	通告変更を行う直前ではなく、契約締結時等の早い段階で、関係する事業者を通じて通告変更を提出することがあることを協議しておくことを想定しております。
28	第123条の2	・事業者説明会資料(第1部シート30)では当日計画変更や通告変更において不整合が発生する場合の修正について、以下の3つが記載されておりました。 ①連系線等利用の場合、可否判定「一部可」、混雑処理の場合は連系線容量登録値を正として販売・調達計画を修正する。(都度) ②JEPX 1時間前取引の場合は、約定結果を正として販売・調達計画を修正する(5分毎程度) ③上記以外の場合は、直前の整合時計画に戻す(10分後に警告、60分後に破棄) 上記の③の記載がありませんので、追加が必要ではないでしょうか。	③に記載している内容は、同条同項第2号に規定している内容となります。
29	第146条 第147条	第146条第1項第4号及び147条第1項第3号へ下記を追加いただきたい。 一般送配電事業者が予め確保したデマンドレスポンスの活用	・第146条に関してましては、業務規程第2条(用語)の「調整力」の定義の中でデマンドレスポンスも含まれていません。従いまして、ご意見の趣旨は原案においても反映されていると考えられるため、原案どおりとさせていただきます。 ・第147条に関しましては、146条の措置を講じた(予め確保したデマンドレスポンスの活用した)後の措置を規定しているものであり、追記は不要と考えております。

項番	関連条文	意見・質問等	本機関回答
30	第150条	<p>(意見) 一般送配電事業者の下げ調整力対応にあたっては、ゲートクローズまでの間は小売事業者が卸電力取引市場を十分に活用していることが前提となるため、第150条の冒頭に以下の下線部を追加していただきたい。 <u>「送配電等業務指針第120条第2項第3項に基づき、託送供給契約者がゲートクローズまでの間は市場を活用して需要を販売・調達と一致させなければならないが、一般送配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が余剰すると見込まれる場合は、次の各号に掲げる措置を講じる」</u></p> <p>(理由) 電力システム改革専門委員会報告書42ページの記載のとおり、小売事業者など各主体がメリットオーダーに基づく経済的な需給調整を実施するとともに、需給を極力一致させ、インバランスを最小化するための仕組みとして、ゲートクローズの直前まで活用可能な1時間前市場が創設されることとなった。したがって、小売事業者は、ゲートクローズまでの間は卸電力取引市場（スポット市場・時間前市場）を通して取引することで、結果的に、広域的に需給バランス調整することとなるため、それでもなお下げ調整力が不足する際に行われることを明確化すべきではないか。</p>	<p>第120条第2項及び第3項で規定済みであるため、重ねて規定する必要はないと考えております。</p>
31	第150条	<p>(意見) FIT特例①の場合、再エネ発電予測の誤差については、小売事業者に配分することができないため、現状は卸電力取引市場を活用した調整ができない。この場合でも、ゲートクローズまでの間は卸電力取引市場を十分に活用して広域的に需給バランス調整できるように、再エネ発電予測の誤差など小売事業者に配分できない分については、一般送配電事業者が卸電力取引市場で取引できる仕組みに見直すべきではないか。</p>	<p>今後の制度見直しなどの検討結果などを踏まえた今後の検討課題と認識しています。</p>
32	第150条 第151条	<p>(意見) 長周期広域周波数調整が実施された場合には、卸電力取引市場が十分に活用されていること、および余剰エリア内の調整力が十分に活用されていることについて事後検証が必要ではないか。</p> <p>(理由) 今回新たに導入する長周期広域周波数調整の仕組みが再エネ抑制の前に十分に機能していることを確認するため。</p>	<p>調整力の活用状況につきましては、業務規程第101条の2に基づいて評価及び検証していくものと考えております。 卸電力取引市場が十分に活用されていることにつきましては、日本卸電力取引所により主体的に検証されるものと考えますが、日本卸電力取引所から依頼があれば、本機関としても協力できる範囲で対応していくものと考えています。</p>

項番	関連条文	意見・質問等	本機関回答
33	第151条第1項	<p>・第3回電力基本政策小委員会の「優先給電ルールの見直し」資料のP3で注記されている事項（例えば、バイオマス混焼電源の扱い、FIT対象電源内の順位、等）については、詳細に記載されないのでしょうか。</p>	<p>第3回電力基本政策小委員会の「優先給電ルールの見直し」資料P3の注記に関する事項につきましては、必要に応じ、第151条に反映した形で規定しています。なお、FIT対象電源内の順位等につきましては、FIT関連法令に基づき対応していただくものであり、当機関のルールに規定する必要はないと考えております。</p>
34	第151条の8	<p>再生可能エネルギーの効率的な導入拡大については、市場メカニズムの十分な活用（小売事業者の卸電力取引市場活用、将来的には一般送配電事業者のリアルタイム市場活用など）や新たな技術・工夫の取り込みが重要と考えます。送配電等業務指針に記載されている下げ調整力不足時の措置についても、市場メカニズムの十分な活用を促す観点から、以下の意見を提出します。 （確認） 電力システム改革専門委員会報告書42ページの記載のとおり予備力・調整力の取引については将来創設されるリアルタイム市場などの取引によって精算されるものと考えているが、リアルタイム市場がない現時点では、長周期広域周波数調整を行った場合の対応内容によって一般送配電事業者間の協議のもと精算方法を決定することとなると考えている。このため、送配電等業務指針に記載している「接続対象計画差対応補給電力料金」という一例に縛られることなく、対応内容によって事業者間の協議で精算方法を決定するという点でよいのか。</p>	<p>精算については、「接続対象計画差対応補給電力料金等に基づき・・・」と規定しています。対応内容に応じて、事業者間の協議により精算していただくことになると考えます。</p>
35	第154条の1	<p>一般送配電事業者が自然変動電源の出力抑制を行った場合、「自然変動電源の出力抑制に関する指令を行った時点で予想した供給区域の需給状況」に関する説明及び裏付ける資料の提出が義務付けられているが、出力抑制を実施した時点の需給実績に係るデータも併せて提出を求め、当該データに基づく予想の妥当性評価も実施すべきである。</p>	<p>業務規程第100条の2に基づき本機関が行う出力抑制時の検証において、予想の妥当性評価も含まれていることから、ご意見の趣旨は反映されているものと考えますので、原案どおりとさせていただきます。</p>

項番	関連条文	意見・質問等	本機関回答
36	第173条	<p>発電事業者による連系線利用について、売り先の小売電気事業者が決まっていることが前提となるよう、空おさえ防止の観点から見直しを検討ください。</p> <p>(同様の意見を3社から受領。主な個別意見は以下のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第10回制度設計WG資料には「発電事業者間で転売を行う場合には、売り先の小売電気事業者が決まっていることが前提」と記載されているが、変更案は、売り先の小売電気事業者が決まっているか否かに関わらず、供給開始日の10営業日前までに連系線利用計画を提出すれば、発電事業者間の利用が可能となっているため、乖離しております。 <p><見直し例：第173条に追記>但し、発電事業者間の連系線利用は、売り先の小売電気事業者が決定している場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電事業者による連系線利用を広く認めた場合、確保した連系線の枠が需要に見合っているか(過剰でないか)評価・確認が難しいと考えます。限られた連系線の容量の中で広域メリットオーダーを実現するため、予め需要を確保した小売事業者等に対して連系線利用を認める現運用は引き続き必要であり、慎重な対応が必要と考えます。 ・供給先未定発電事業者等が連系線利用の申込みが出来るとなると、不確実な計画(空押さえ)による連系線空容量圧迫が懸念されるため、連系線の利用状況について十分な事後検証が必要と考える。 	<p>発電契約者であっても、供給先を確保していれば、連系線利用は可能となりますが、第174条で「実際に連系線を利用することが合理的に見込まれる量を超えて、連系線希望計画の提出等を行ってはならない」と規定しており、また連系線利用計画の審査を行い必要に応じて、見直しを求めることとなります(業務規程第76条)。</p> <p>その上、連系線利用申込者が売先となる小売電気事業者が確保できず、空おさえを行っていた場合は、事後検証により確認し、必要に応じ指導・勧告等の措置を講じることも可能ですので、原案どおりとさせていただきます。</p>
37	第174条第3項	<p>「連系線利用にあたっては、連系線を利用して自然変動電源その他の出力が変動する電源から発電された電気を送電する場合は、連系線希望計画の提出等にあたって、次の各号のいずれかに掲げる行為を行った上で、蓋然性の高い連系線希望計画の提出等を行うとともに、過去の連系線利用計画等と利用実績との差異の検証を踏まえた改善を行うよう努める。」について、いずれかに掲げる行為というのは、全てを網羅しなくても良いということでしょうか。例えば「三 天候予測等に基づく確度の高い発電電力の想定」をしていれば、「一 電力貯蔵装置又は他の電源との併用」はしなくても良いのか。</p>	<p>全てを網羅する必要はありませんが、蓋然性の高い計画であることが必要となります。</p>
38	第177条	<p>ゲートクローズの定義を入れてほしい。結果、交直変換設備利用の場合と、そうでない場合のゲートクローズは送電開始の何分前なのかが分かりません。</p>	<p>ゲートクローズの定義は規程第2条第1項第33号に規定しております。交直変換設備利用の場合とそうでない場合とで、違いはありません。</p>

項番	関連条文	意見・質問等	本機関回答
39	第177条第2項 第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通告変更は実需給コマ終了の15分前まで可能となっておりますが、コマの開始前等にしないで運用は大丈夫なんでしょうか？（連系線利用計画については細かく対応できたとしても、発電計画等は30分値でしかないため、実需給中のコマについて、うまく合わせられるのかが疑問です。） 	<p>広域機関システムにおいて対応可能です。</p>
40	第217条 (別表13-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送配電等業務指針とは、系統利用ルールとは別のものでしょうか。 ・ 系統運用ルールは一般送配電事業者及び送配電事業者のウェブサイトにも都度公表されると記載があるが、広域機関では系統運用ルールは発行しないのでしょうか。 <p>例えば、北本やFCなどの刻み幅制約は、都度、送配電事業者が公表する内容によって、断面によって変わるので毎度情報確認する必要があるのか、又は基本ルールとして制定するのが分かりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送配電等業務指針とは、電事法第28条の40第3項に基づき策定するものであり、別表13-1に記載の系統利用ルールとは別のものとなります。 ・ 本機関は、電事法第28条の41に基づく業務規程及び電事法第28条の40第3項に基づく送配電等業務指針を策定し公表しており、一般送配電事業者及び送配電事業者が公表している系統運用ルールに該当するものは発行いたしません。 ・ 交直変換設備の利用に関する制約事項につきましては、本機関で公表いたします。また、公表内容は、制約内容が変更となる都度更新されますので、適宜ご確認いただきますようお願いいたします。

項番	関連条文	意見・質問等	本機関回答
41	第85条第1項第3,4号 第96条第1項第3～5号	<p>○再エネ小委報告書について</p> <p>本条文の追加は、再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会（「再エネ小委員会」）が昨年12月にとりまとめた報告書（案）において未稼働案件への対応策を講じることが盛り込まれたことに鑑みたものと考えられますが、同委員会の報告はあくまでも案の段階であり、正式な報告はまだされていません。</p>	<p>○再エネ小委報告書について</p> <p>再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会の報告書は既に平成28年2月5日に正式に公表されており、未稼働案件を排除・防止するための制度改革を行うことの必要性が記されています。</p>
42	第85条第1項第3号 第96条第1項第4号	<p>○「軽微な変更」の判断基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> 改定案では系統連系工事の内容の変更が「軽微な変更」である場合については、送電系統の容量取消しの対象や、連系承諾後の連系拒絶の対象から除外されているが、「軽微」か否かは、どのようにして判断するのか。送配電事業者間で何か統一的な判断基準が設けられるか。 上記のとおり、林地開発許可取得手続きの過程における行政との協議の結果、パネルのレイアウトや開閉所の位置（アクセスポイント）を変更せざるを得なくなることがありますが、そのような場合、具体的にはどのようなときであれば「軽微」な連系工事の変更にあたることとなるのか。 	<p>○「軽微な変更」の判断基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> 前述のとおり、接続検討申込み内容の変更によって、再度、接続検討が必要か否かの判断基準は、申込みの変更内容によって統一的に定められるものではなく、接続先の電力系統の混雑状況や他の系統連系希望者の申込状況等によって異なります。 軽微か否かの判断は、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者が客観的に判断することとなります。
43	第69条の2, 第85条第1項第4号, 第96条第1項第5号	<p>○第69条（接続検討要否の条件）と第85条（暫定容量取消の条件）、96条（連系拒否）の関係性について</p> <p>69条の2第3項に関し、接続検討が不要とされる場合につき、「発電設備等の更新に伴う事実関係の変動で新たな系統増強工事や運用上の制約が発生しないことが明らかであるとき」とすることが改正案として提案されています。これと、同指針85条1項4号や96条1項5号に関する上記改正案にいう、系統連系工事の内容を変更する必要があるもののその変更が軽微である場合（ゆえに容量確保の取消し又は接続の拒絶はできない場合）とは、イコールではなく異なるように思われますが、このような理解で正しいのか。</p> <p>異なるとした場合、両者はどのような関係にあるのか。仮に接続検討申込みの内容変更により系統連系工事の内容が変更される場合を前提として考えると、新たな系統増強工事や運用上の制約が発生しないことが明らかとまではいえなため接続検討は必要とされるときでも、系統連系工事の内容の変更が軽微であるため容量の取消事由や連系等の拒絶事由には当たらないことがある、という関係になるのか。</p>	<p>○第69条（接続検討要否の条件）と第85条（暫定容量取消の条件）、96条（連系拒否）の関係性について</p> <p>第69条の2に基づき接続検討が不要となる場合は、「発電設備等の更新に伴う事実関係の変動で新たな系統増強工事や運用上の制約が発生しないことが明らかであるとき」であって、そもそも系統連系工事が発生しないような変更に限定しております。従いまして、第85条1項4号や96条1項5号の系統連系工事に変更が生じるような申込内容の変更とは、接続検討が不要とされる場合よりもより幅広い概念となりますので、ご指摘のようなケースも有り得ると考えております。</p>

項番	関連条文	意見・質問等	本機関回答
44	第85条第1項 第3号 第96条第1項 第4号	<p>○「廃止」の判断基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改定案では、法令に基づいて事業が「廃止」されたときが、送電系統の容量の取消事由及び連系承諾後の連系等拒絶事由とされているが、この「廃止」とはどういう場合を指すのか。 ・発電開始までのスケジュールが遅れていることをもって「廃止」にあたりとされることはあるのか。 ・発電開始までのスケジュールが遅れている場合の中には、発電事業者のほうではコントロールできない理由による場合がある。例えば、林地開発許可を取得する過程においては、行政から、近隣の自治会や水利組合の同意を取得するよう求められることが多くあるが、自治会や水利組合の中には、なかなか回答をしてこなかったり、不合理な要求（例えば、合理的理由に欠ける金員の要求等）をしてきたりするものがある。このような場合には、発電事業者の方で努力をしても事業の進捗は遅れざるを得ない。このような場合にまで遅れを理由に「廃止」とされるのは不合理。したがって、発電事業者側に責任のない遅れをもって「廃止」に当たるとするのは不適切であり、遅れの原因も十分に勘案されるべき。 ・業務指針88条2項によれば、一般送配電事業者は、同指針96条により連系等を拒んだ場合には連系承諾によって確定した送電系統の容量を取り消すとされているため、連系等を拒まれた系統連系希望者は、発電設備等に関する契約の申込みをやり直して連系承諾を取得しなおさねばならず、新たな連系承諾時に容量が確定することになるのか。 ・また、固定価格はどうなるのか。 	<p>○「廃止」の判断基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める「電気工作物の廃止」、環境影響評価法に定める「対象事業の廃止」のほか、法律や条例等により、事業の開発、継続を断念した又は断念せざるを得ない状況がこれに該当するものと考えております。 ・従いまして、法令上の理由によって、単に事業の進捗が遅れているような場合には本号には該当しないものと考えております。 ・もっとも、個別の事情によって不当に送電系統を確保していると判断される場合（第85条第5号）や連系等が不可能又は著しく困難な場合（第96条第1項第6号）等に該当する場合は有り得ることはご留意ください。 ・また、事業の廃止とは、法令に基づき、事業の開発、継続を断念した場合又は断念せざるを得ない状況となった場合ですので、同一案件について、新たに手続が開始されるといった事態は生じる可能性は低いと考えております。また、連系等を拒絶された場合の対応については、再度、接続検討の申込みをして頂き、接続検討の回答を得た上で、契約申込みを行って頂く必要があります。 ・なお、FIT固定価格については、FIT法に基づき決定されるものであって、当機関としてご回答することはできません。

項番	関連条文	意見・質問等	本機関回答
45	第85条第1項第3,4号 第96条第1項第3～5号	<p>OFIT法の接続拒否事由との関係について</p> <ul style="list-style-type: none"> 電気事業者（法改正後は小売電気事業者）は再エネ法5条1項により、同項1号2号の事由又は同法施行規則6条1項各号の正当な理由がある場合を除き、接続を拒んではならないとされていますが、上記改正案は現行法の定めるいずれの除外事由にも該当しないと思われる。 現行の再エネ法第5条1項との関係で法的に問題がないと整理された理由を知りたい。 	<p>OFIT法の接続拒否事由との関係について</p> <ul style="list-style-type: none"> 第85条第1項第3号、第96条第1項第4号について、法令に基づき契約申込みの対象となった事業が廃止となった場合には、そもそも連系等が不可能である以上、連系等をお断りすることがFIT法に反するものではないと考えております。（なお、事業が廃止となった場合には、そもそも自主的に契約申込みを取り下げさせていただくべきものと考えております（第79条第2項参照））。 第85条第4号、第96条第5号について、現行ルール上、契約申込みの内容変更によって、系統連系工事の内容が変更となるような場合には、再度、接続検討の申込みを行っていただく必要があります。再度の接続検討の回答内容に基づき、契約申込みを行っていただければ、原則として、連系を承諾することとなりますので、接続自体を拒絶する規定ではないと考えております。
46	第85条第1項第3,4号 第96条第1項第3～5号	<p>○猶予期間の必要性について</p> <ul style="list-style-type: none"> 接続検討の申込み内容が変更されたことに伴って系統連系工事の内容に変更（軽微な変更は除く）が生じる場合には、暫定的に確保された送電系統の容量が取り消されたり、連系承諾後であっても連系を拒まれたりする可能性がある。ルール改定により容量取消や連系拒否といった不利益を受けることとなる事業者がいることに鑑みれば、十分な猶予期間が設けられるべき。 ルールの重大な変更を構成し、事業および事業主に対し経済的・致命的なインパクトを与えかねないため、適用に際しては事前に十分な告示期間および12カ月程度の猶予期間を取るべき。 	<p>○猶予期間の必要性について</p> <ul style="list-style-type: none"> 第85条第1項第3号、第96条第1項第4号については、法令に基づき契約申込みの対象となった事業が廃止となった場合には、そもそも自主的に契約申込みを取り下げさせていただくべきものと考えております（第79条第2項参照））。したがって、特段の猶予期間は不要と考えております。 第85条第4号、第96条第5号について、現行ルールにおいても、接続検討申込みの内容変更によって、契約申込みの前提となる接続検討回答に変更が生じるような場合には、原則として、再度、接続検討を行っていただく必要があります（第81条3項参照）。すなわち、現行ルールにおいても、契約申込みの内容変更によって、系統連系工事の内容が変更となるような場合には、当然、再度、接続検討を行っていただく必要があります。今回のルールの改正はかかる取扱いを明確化したものとなります。従いまして、従前からの系統アクセス手続を変更するものではございませんので、特段の猶予期間は不要と考えております。